

はじめに



平成17年10月と平成19年10月の2度の合併により、福岡県と接する北部山麓から有明海に至る広大な佐賀市が誕生しました。新しい佐賀市は、みどり豊かな中山間地、豊かな稔りの田園、縦横無尽に走るクリーク・水路網、そして歴史や文化を継承する城下町など魅力的な資源に満ちあふれています。

本市は、「人と自然が織りなす『やさしさと活力にあふれるまち さが』」を将来像に掲げ、まちづくりを行っています。その中で、まちの魅力や価値を高めていく景観形成は重要な要素のひとつであります。

そこで、本市では、平成2年度に「佐賀市都市景観基本計画」を策定、平成4年度に「佐賀市都市景観条例」を制定しました。マンション建設問題をきっかけとした市民意識の高まりを受けての「都市景観形成地区」の指定、景観に対する影響の大きな建築物等を対象とした「大規模建築物等の届出制度」の運用、「景観賞」の表彰による優れた建築物等の推奨など、これまで様々な景観施策を展開してきました。また、本市は平成16年の景観法制定を受けて、法に基づく「景観行政団体」となり、平成19年度に「佐賀市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の適正な掲出への誘導に取り組んでいます。このように、本市では現在まで20年以上にわたって、市民の皆様とともに景観行政を推進してきました。

今回の「佐賀市景観計画」は、こうした長年にわたる本市の景観行政の積み重ねの上に成り立っており、本市の良好な景観を次の世代に引き継いでいくことを目標として策定したものです。

この計画を推進していくためには、行政はもちろん、市民、地域やNPOなどの市民団体、企業がそれぞれの役割分担や連携・協力により施策を展開していくことが重要であると考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、市民意識調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました佐賀市景観計画策定委員会、佐賀市都市景観審議会及び佐賀市都市計画審議会の委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

佐賀市長 秀島敏行